

●介護相談員を募集します！

介護相談員は、定期的に介護保険施設を訪ねて、利用者の話し相手となり、利用者施設との“橋渡し役”をします。介護相談員は市の委嘱を受けた市民ボランティアで、現在、20人で活動を行なっています。利用者のために、熱意を持って活動していただける方を募集します。



- 【対象】** ①この事業に理解があり、介護相談員として活動が可能な方
② 40 歳以上で市内在住の方
③介護サービス事業所に従事していない方
- 【申込】** 地域包括支援課 ※後日、申込用紙一式を送付します。
- 【締切】** 12月26日(火) **【定員】** 5人(予定)

認知症知つとこ〜座（講座）

認知症高齢者グループホームの主催で、教室、相談会を開いています。介護の必要な家族がられる方はもちろん、介護や認知症について興味のある方、知りたい方などふるってご参加ください。お申し込みは、主催者へ直接ご連絡ください。

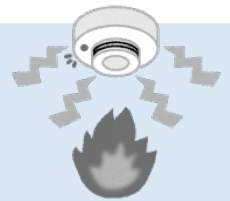
認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り、安心して暮らせる町づくりを目指して



主催者	グループホームみやび
予定日	11月26日(日)
時間	10:30～11:00
開催場所	グループホームみやび 1階ダイルーム (西浦2-1844-1) ※おれんじかふえ「みやび」内で開催します。
定員	25人
標 題	撃退！悪徳商法
申 込 問 合 せ	072-950-0382

●日常生活用具給付事業 羽曳野市では65歳以上の市民の方に住宅用火災警報器の助成を行っております。

住宅用火災警報器の助成制度について



【対象】 次の①②両方に該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしもしくは65歳以上のみの世帯の方
② 市民税非課税世帯の方

【利用者負担】 (平成29年4月1日現在)

費用の1割を負担(約500円/台)していただきます。
※取付工事に補強などの特別な費用が発生した場合、その部分は給付の対象外となり、全額利用者負担となります。

手続き



【設置義務箇所】

- ① 寝室 (普段皆さんが寝る部屋に設置 ※来客者用の客室は対象外)
② 階段 (寝室がある階の階段上部 ※2階建て住宅で寝室が2階にない場合を除く)
③ その他 (3階建て以上の住宅や、部屋数の多い住宅では、①②以外にも必要な場合があります。)

消防法に定められた設置義務箇所へ取り付け